

令和4年 夏の交通事故防止県民運動

運動の目的

夏は、暑さによる疲労、季節特有の解放感による飲酒運転や無謀運転等を原因とする交通事故の発生が懸念されるため、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期 間

7月20日(水)～ 7月31日(日)

スローガン

わすれない ルールと注意と ヘルメット

運動の重点

- 1 歩行者(特に子供と高齢者)の保護
- 2 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 3 自転車の安全利用の推進



【令和3年度 茨城県交通安全ポスター作品コンクール 受賞作品】

優秀賞 (茨城県議会議員賞)
茨城県境町立猿島小学校 1年
秋山 快斗さんの作品

優秀賞 (茨城県教育委員会教育長賞)
茨城県龍ヶ崎市立城ノ内小学校 6年
伊藤 碧大さんの作品

主唱 茨城県交通対策協議会



歩行者(特に子供と高齢者)の保護

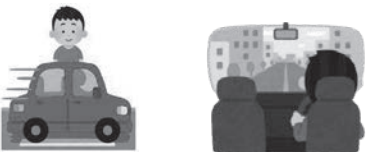
横断歩道は歩行者優先

路面にダイヤモンドが見えたらその先に横断歩道があります。減速しすぐに停止できる速度で走行しましょう。



思いやりとゆずり合い

安全な間隔を保ち、歩行者を保護しましょう。横断歩道のない交差点も歩行者優先です。通行を妨げないようにしましょう。



7月22日(金)・29日(金)は 飲酒運転根絶のための県下一斉広報日



危険!妨害運転

STOP!飲酒運転

飲酒運転に関する情報をお持ちの方は、お近くの警察署、または警察本部の相談窓口「#9110」にご連絡ください。



自転車の安全利用の推進



スマホ等の通話や操作をしながらの運転や、ヘッドホン等を聴きながらの運転は大変危険です。絶対にやめましょう。



安全確認
一時停止
左右確認



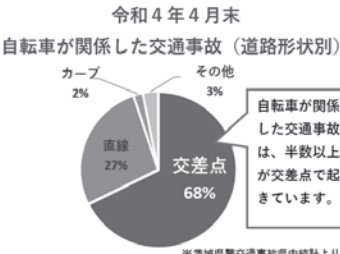
見通しの悪い場所では、必ず止まり、左右の安全を確認しましょう。



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

万が一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう



自転車に関係した交通事故は、半数以上が交差点で起きています。